

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和6年9月12日（木曜日）

開会 午前11時27分

閉会 午後0時7分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	梅田政徳
政策調整課長	林啓二		
市政情報課長兼デジタル化推進室長		難波孝次	
総務部長	内田和弘	総務課長	小川修
財政課長	岡真里	財産管理課長	林琢也
契約検査課長	小川正義	市民生活部長	平田壮太郎
人権・まちづくり課長	倉本伸一	交通政策課長	渡邊康広
市民課長	小野美千代	消防長	中山利典
消防総務課長	西川貴	予防課長	廣惠敏孝
予防課主幹	鷺見寿幸	警防課長	池上泰史
警防課主幹	木田悟郎	消防署長	笠原靖典

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和6年9月12日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第143条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第55号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第56号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第57号	財産の取得について	原案を可決すべきである
議案第58号	工事請負契約締結の変更について	原案を可決すべきである
議案第59号	工事請負契約締結の変更について	原案を可決すべきである
議案第60号	委託契約の締結について	原案を可決すべきである
議案第73号	令和6年度総社市一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
意見第3号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである

意見第4号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
意見第5号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
意見第6号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
意見第7号	人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて	推薦に同意すべきである
請願第3号	地方財政の充実・強化を求める請願書	採択すべきである

開会 午前11時27分

○委員長（山田雅徳君）

ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第55号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

（「財産管理課長が来られますので」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○委員長（山田雅徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

では、繰り返しますが、議案第55号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 議案第55号 財産の取得について御説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、新庁舎において必要な2階から6階の執務室に設置予定の一般職員用の事務机420台を購入しようとするものでございます。

3枚お開きください。入札結果表がございます。

契約方法といたしましては、指名競争入札とし、本年7月10日に入札を行った結果、有限会社昭電社が消費税を含め2,206万7,200円で落札いたしました。

落札金額が予定価格内でありましたので、7月11日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。なお、納入期限につきましては令和7年3月31日といたしております。

最後のページを御覧ください。

新庁舎の一般職員用事務机の概要を資料として添付しております。各階の設置台数及び仕様等につきましては、資料記載のとおりでございます。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を要するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第56号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 続きまして、議案第56号 財産の取得について御説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、同じく新庁舎において必要な、1階から6階の執務室に設置予定の一般職員用椅子420脚を購入しようとするものでございます。

3枚お開きください。入札結果表がございます。

契約方法といたしましては指名競争入札とし、本年7月10日に入札を行った結果、ロワールフジイが消費税を含め2,480万9,400円で落札いたしました。

落札金額が予定価格内でありましたので、7月11日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約しようとするものでございます。なお、納入期限につきましては、令和7年3月31日といたしております。

最後のページを御覧ください。

新庁舎の一般職員用椅子の概要を資料として添付しております。各階の設置脚数及び仕様等につきましては、資料記載のとおりでございます。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第57号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 続きまして、議案第57号 財産の取得について御説明いたします。

このたび取得しようとする財産は、同じく新庁舎において必要な、1階から6階の執務室に設置予定の一般職員用ワゴン420台を購入しようとするものでございます。

3枚お開きください。入札結果表がございます。

契約方法といたしましては指名競争入札とし、本年7月10日に入札を行った結果、ロワールフジイが消費税を含め2,374万6,800円で落札いたしました。

落札金額が予定価格内でありましたので、7月11日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約しようとするものでございます。なお、納入期限につきましては、令和7年3月31日といたしております。

最後のページを御覧ください。

新庁舎の一般職員用ワゴンの概要を資料として添付しております。各階の設置台数及び仕様等については、資料記載のとおりでございます。

この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第58号 工事請負契約締結の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 議案第58号 工事請負契約締結の変更について御説明いたします。

このたび工事請負契約を変更をしようとする工事は、令和5年1月12日付で議会の議決をいただき、工事請負契約を締結いたしました総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【機械設備工事】でございます。

今回の工事請負契約の変更は、8,842万9,000円を増額し、契約金額10億5,652万8,000円を11億4,495万7,000円に変更しようとするものでございます。

変更の内容といたしましては、労務費や資材単価等の急激な変動に対処するため、請負契約書において規定されているインフレスライドによるものでございます。これは、社会情勢等、予想することのできない特別な事情により工事期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション等を生じ、請負代金が著しく不相当となったときに工事請負者が契約金額の変更を請求できる措置でございます。

本年8月1日付で工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第59号 工事請負契約締結の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 続きまして、議案第59号 工事請負契約締結の変更について御説明いたします。

このたび工事請負契約を変更をしようとする工事は、令和5年1月12日付で議会の議決をいただき、工事請負契約を締結いたしました総社市新庁舎（庁舎棟・議会棟）建設工事【電気設備工事】でございます。

今回の工事請負契約の変更は、1億6,594万6,000円を増額し、契約金額12億1,767万4,810円を13億8,362万810円に変更しようとするものでございます。

変更の内容といたしましては、労務費や資材単価等の急激な変動に対処するため、請負契約書において規定されているインフレスライドによるものでございます。これは、社会情勢等、予想することのできない特別な事情により工事期間内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション等を生じ、請負代金が著しく不相当となったときに工事請負者が契約金額の変更を請求できる措置でございます。

本年8月8日付で工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第60号 委託契約の締結についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

消防総務課長。

○消防総務課長(西川 貴君) 議案第60号 委託契約の締結について御説明申し上げます。

このたび委託契約を締結しようとするのは、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線システムの更新に伴う整備業務委託で、4月15日に公募型プロポーザルの公告を行い、6月6日に開催した選定委員会での審査の結果、日本電気株式会社岡山支店を受託候補者として選定いたしました。その後、8月1日に同社と9億717万円で委託仮契約を締結したところでございます。

この委託契約につきましては、予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、市議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、委託期間は、本契約発行日から令和8年3月31日まででございます。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 議案第73号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375億9,200万円とするものでございます。

それでは、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14ページ、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第3節職員手当等1億3,000万円の増額は、希望退職者等に係る退職手当を計上するものでございます。

第2目文書広報費、第11節役務費620万円の増額は、郵便料金の改定に伴う郵券料を計上するものでございます。

第6目財産管理費、第24節積立金につきましては、説明欄のうち、財政調整基金積立金、教育施設整備事業等基金積立金、美術博物館施設整備事業基金積立金等、本委員会の所管に属するもので、令和5年度決算剰余金をそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

第7目企画費、第12節委託費8,051万5,000円及び第17節備品購入費300万円につきましては、建設中の新庁舎における、書かない、待たない、回らないをキーワードとしたワンストップ窓口で活用する窓口申請システムなどの電算システム等の導入費用でございます。

第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料2,000万円の増額は、市税還付金につきまして不足分を計上するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、第10節需用費33万1,000円の増額は、消防団員公務災害防止活動援助事業の助成が決定したため、消防団員が災害現場で安全に活動ができるよう防火帽を整備する経費を計上するものでございます。

第13款予備費13万5,000円の増額につきましては、予算調整でございます。

次に、歳入について御説明しますので、予算書の10ページ、11ページにお戻りください。

第11款地方交付税4億4,978万8,000円の増額につきましては、本年度の普通交付税額の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金4億7,946万8,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の配分額の確定によるものでございます。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金6億6,000万円の減額は、財源調整でございます。

第20款繰越金につきましては、令和5年度決算が確定し、歳入として3億7,305万3,000円を令和6年度へ繰り越すこととなったため、当初予算で見込み計上しておりました2億円との差額を増額

するものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入につきましては、説明欄の一つ目、消防団員安全装備品整備等助成金32万3,000円は、歳出で御説明しました消防団活動用の防火帽購入に対する助成金です。その他雑入33万8,000円の減額は、財源調整でございます。

第22款市債、第1項市債、第15目臨時財政対策債777万8,000円の増額につきましては、今年度の額確定によるものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費について御説明しますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第2条繰越明許費のうち本委員会の所管に属するものは、第2款総務費及び第9款消防費で、新庁舎への移転が令和7年4月以降となりましたことから、備品の納入や各種システムの移設などにつきまして年度内完了が困難となりましたものであり、繰越明許の措置を取りまして、それぞれ記載の額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第3条債務負担行為の補正について御説明します。

第3表債務負担行為補正変更の市民提案型事業補助は、令和7年度から中高生部門を新設しようということから、限度額を30万円増額するものでございます。なお、期間につきましては変更ございません。

続きまして、第4条地方債の補正について御説明します。

第4表地方債補正変更を御覧ください。

臨時財政対策債につきまして、歳入の減額に伴い限度額を減額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後に、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 調書の1ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の職員給与費の部分で、ここは退職手当の、退職者の手当が上げられとんですけども、これは答えられる範囲でいいんですけども、普通退職者と希望退職者、それぞれ何名くらいいらっしゃるか教えてくださいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 森安委員からの御質問にお答えをいたします。

今回、補正予算額前の当初予算で計上しておりました額につきましては、昨年60歳を迎えられた方の中で引き続き61歳の定年まで延長して勤められる方がこのたび、今年度末に退職をされるということになりまして、それ相当の方2名分の額として4,000万円を計上していたところでございます。今回の増額部分に対しましてですけれども、今年度末で60歳を迎える方の中で、引き続きの定年までの延長は希望されない方であったり、あとは早期退職の希望をされる方とかというようなこと、あとは普通退職の方もおられますけれども、そういった方を含めて、今の段階で希望、普通退職、早期の退職等々を含めまして、今回要求をさせていただいているので、人数でいうと7名分の額を増額させてもらったところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

今後、希望なんですけれども、事務事業の概要欄がかなり空いているので、記載できるようであれば記載していただきたいなというふうに希望します。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調書でいうと4ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費のデジタル化推進事業の中で、教えていただきたいのは受付番号発券呼出システム導入というところで2,700万円ほど計上されて、率直に結構いい値段するなという感覚ではあるんですが、これをもう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（小野美千代君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

受付番号呼出發券システムのほうにつきましては、現段階の予定でありますけれども、新庁舎の1階全ての課のほうに設置をする予定にしております。新庁舎の建物のほうが横長に約50mという形で長いものになりますので、市民の方に表示するモニターであっても、職員のほうに知らせるモニター、両方必要になってきます。そちらのほうが北側のカウンター、南側のカウンターでそれぞれ複数台必要になってくると、それからカウンターの列のほうが北側、南側にありますので、出入口のほうが4箇所ございますので、発券するタッチパネル等も複数台必要になることということになりますので、台数のほうが多少、今市民課で使っているような形のものが複数必要になってくるとということで、このような金額を見積もっているところでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 1階だけで使うということで理解をいたしました。今のそのタッチパネル

であるとか、モニターが複数台必要だというふうに理解したんですが、これは具体的に何台ぐらいというのは、今の時点で分からないんですか。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（小野美千代君） 現在の予定でございますけれども、大体北側のカウンターのほうで、職員用が2台、市民モニターのほうも2台、それから南側のカウンターのほうで、市民側のモニター3台、職員側のほうも3台というのを今のところは見込んでおります。

発券するタッチパネルのモニターのほうは、今それぞれカウンターの出入口のほうに4箇所ありますので、今のところは4台程度を想定しております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、意見第3号から意見第7号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） それでは、意見第3号から意見第7号までの人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員のうち、5名の方につきまして令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、市議会の御意見をお伺いし候補者を推薦しようとするものでございます。

まず、意見第3号に係る候補者は、総社市小寺にお住まいの中島真氏でございます。中島氏におかれましては、平成31年1月から人権擁護委員を2期6年お務めいただいております、この方を

引き続き推薦したいと考えております。

次に、意見第4号に係る候補者は、総社市中央二丁目にお住まいの梶谷美奈氏でございます。梶谷氏におかれましては、令和4年1月から人権擁護委員を1期3年お務めいただいております、この方を引き続き推薦したいと考えております。

次に、意見第5号に係る候補者は、総社市駅南一丁目にお住まいの菊池玲子氏でございます。菊池氏におかれましては、平成31年1月から人権擁護委員を2期6年お務めいただいております、この方を引き続き推薦したいと考えております。

このお三方につきましては、いずれの方も人格、識見高く、人権相談をはじめ、啓発活動にも積極的に取り組み、地域に寄り添って活動されておりますので、人権擁護委員として適任であると考えます。

次に、意見第6号に係る候補者は、総社市上林にお住まいの近藤義彦氏で、この方を新たに推薦したいと考えております。

近藤氏におかれましては、昭和50年3月に高松農業高等学校を御卒業後、同年4月から総社市消防本部に勤務され、平成29年3月に退職されておられます。また、同年4月から、再任用職員として総社市役所北出張所に勤務され、令和4年3月に退職されておられます。

次に、意見第7号に係る候補者は、総社市福谷にお住まいの上野覚氏で、この方を新たに推薦したいと考えております。

上野氏におかれましては、昭和57年3月に岡山大学工学部を御卒業後、昭和59年3月に岡山大学大学院工学研究科を修了されました。同年4月からは岡山県庁に勤務され、平成31年3月に退職されておられます。また、退職後は民生委員・児童委員をはじめ、生活支援員、保護司、市民後見人など、現在に至るまで活躍されておられます。

このお二方につきましても、人格、識見高く、人権擁護について御理解がございまして、前職等で培った様々な経験を生かし、地域に寄り添って活動されておられますので、人権擁護委員として適任であると考えます。

以上で、説明とさせていただきます。

○委員長（山田雅徳君） これより、意見第3号から意見第7号の5件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） この5名の方についてとやかく言うつもりではありません。先から御紹介があったときもそうですし、本会議場でもそうなんですけども、意見第6号と意見第7号の方が元市の職員、県の職員という御説明があったんですが、そのほかの前半の3名の方はそういった御経歴の御説明がありませんでした。これが個人情報に大幅に抵触するのもあれなんですけども、市の職員だった方、県の職員だった方がどうだったってことだけを、このお二人だけを御紹介するのは

どうなのかなと思って。前半の３名の方が一般企業にお勤めだったのであれば、一般企業で勤務だったということも御紹介があってもいいのかなと思いますが、その辺についていかがお考えでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 岡崎副委員長の御質問でございます。

すみません、今の説明といたしまして、継続の方でございましたので、前職につきましての説明のほうは省略させていただいておりました。必要であれば説明させていただきます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 継続、新規にかかわらず、私は継続でも、前の御紹介のときに何も聞いていない方がおられる、認識がなかったら説明してあげたほうがいいのかなと思います。

○委員長（山田雅徳君） 可能であればお願いできますか。

人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（倉本伸一君） 失礼いたしました。

まず、最初の中島真氏でございます。この方につきましては、小学校教諭の経験がございます。また、梶谷美奈氏につきましては総社市職員、それと菊池玲子氏につきましては県立高等学校の教諭ということで前職がございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら５件に対する質疑を終結いたします。

これより、意見第３号から意見第７号の５件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、これら５件に対する討論を終結いたします。

これより、意見第３号から意見第７号の５件について一括採決いたします。

これら５件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、これら５件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

では次に、請願第３号 地方財政の充実・強化を求める請願書の審査に入ります。

本件について、当局から御意見等があれば御発言願います。

財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 当局からの意見は特にはございません。

○委員長（山田雅徳君） ありがとうございます。

本件について御意見等があれば、御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) では、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択すべきであると決定いたしました。

なお、本件に関する議案を委員会に提出することとし、その作成につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時7分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳